別表第三（第三十一条関係）

一	［略］	［略］
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下
三～九	［略］	［略］

備考
1～3　［略］

別表第三（第三十一条関係）

一	［略］	［略］
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下
三～九	［略］	［略］

備考
1～3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（修理済表示） **第十五条**　法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は次の各号に定めるところにより付するものとする。 一　［略］ 二　修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。 イ・ロ　［略］ 三～五　［略］ （登録に係る区分） **第九十条**　［略］ 2　この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力並びに次条に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び校正測定能力とは次に掲げるものをいう。 一　［略］ 二　校正測定能力　国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ （計量器等の区分） **第九十条の二**　計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分（以下「計量器等の区分」という。）は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異ならない校正手法として経済産業大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。 （登録の申請） **第九十一条**　法第百四十三条第一項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式第	（修理済表示） **第十五条**　法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。 一　［略］ 二　修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。 イ・ロ　［略］ 三～五　［略］ （登録に係る区分） **第九十条**　［略］ 2　この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力並びに次条に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び最高測定能力とは次に掲げるものをいう。 一　［略］ 二　最高測定能力　国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ （計量器等の区分） **第九十条の二**　計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分（以下「計量器等の区分」という。）は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び最高測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異ならない校正手法として経済産業大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。 （登録の申請） **第九十一条**　法第百四十三条第一項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式第